

奈良県告示第五百九号

「宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年四月奈良県告示第五十五号）」の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課」を「奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課」に改める。